

公調委事第200号  
令和5年11月1日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長  
永野厚郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和5年10月6日付け国不収第141号をもって意見照会のあった、道路改築工事及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）に関して、A収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。

(1) 使用する土地の必要性・区域についての判断の違法

本件事業において収用する土地が本件事業の事業用地内にあることは確かであるが、使用する土地（以下「本件使用地」という。）については、道路の敷地内ではないのであるから、真にその土地の使用の必要があるのか、その土地範囲全部を使用する必要があるかについて、十分な審理がなされるべきであるにもかかわらず、処分庁は、その審理を尽くしていないのであり、起業者の主張を無条件に受け入れた本件裁決は違法である。

道路敷地内の自転車歩行者道の下に雨水幹線を敷設することについて、道路敷地外の審査請求人所有地での作業が真に必要なものであるのか、必要で

あるとしてどの範囲が必要であるのかが全く不明であり、自転車歩行者道を作る前にその下の工事をすれば済むと考えるのが当然である。

この点は、事業全体の必要性を争っているのではないことは明らかであり、処分庁において審理がなされなければ、審査請求人の所有権の制限について、他に審理される機会が無いことになってしまい、憲法上極めて問題がある。

(2) 使用する土地の期間についての判断の違法

本件裁決で本件使用地の使用期間として認められた12か月間のうち、入札準備や資材徴収、設計書作成及び決裁、指名選定、契約期間の合計4か月について、処分庁は使用地に立ち入る必要が生じる可能性があるからとの理由で、起業者の主張を無条件に受け入れているが、既に計画図面もあり、現在の測量技術の向上からすれば、これらの期間に使用地に立ち入る必要が生じることはおよそ考えられない。

土地所有権に対する制限は最小限にすべきことは、憲法の保障する財産権を掲げるまでもなく当然であり、起業者が申し立てた使用期間について、十分な検討もなく漫然と全部の期間の使用を認めていることは問題である。以上の点から土地使用期間に関する裁決も違法である。

(3) 任意交渉段階の起業者の交渉態度に関する判断の違法

起業者（B）が、視覚に障害のある審査請求人に対して、隣地所有者を介して署名捺印<sup>なついでん</sup>を取ろうとした行為は、障害者の権利を著しく侵害するものであり、その不信感が本件事業全体に対する不信を招いたのであって、このような権利侵害に対して完全な精神的苦痛の慰謝がなされないまま事業を継続することは許されない。そのため、任意交渉段階における起業者の交渉態度が処分庁の審理と関係がないものであるかのような裁決は間違っている。

起業者の申立て全体の正当性に関わる問題であるから、十分な審理を行うべきにもかかわらず、処分庁は、審査請求人から直接事情を聴くこともせずに裁決をしているのであり、裁決自体が違法であると言わなければならない。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人は、本件使用地の区域が道路の敷地内ではないのであるから、真にその土地の使用の必要があるのか、その土地範囲全部を使用する必要があるかについて、処分庁は審理を尽くしていない旨主張する

(前記 1 (1))。

まず、資料によれば、本件使用地が、令和 d 年 e 月 f 日に土地収用法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定により事業の認定の告示がされた本件事業の事業用地内にあることが認められる。そして、資料によれば、本件使用地の使用目的は道路構造物設置工事を行うための一時使用として本件裁決申請がなされているところ、処分庁は、起業者から令和 g 年 h 月 i 日付け道建第 j 号で提出された資料等から、道路構造物設置工事の内容は雨水幹線及び上下水道工事並びに道路工事であり、雨水幹線及び上下水道工事においては、測量、設計、現地確認、現場における施工等のための立入りや資材置場のため、道路工事においては、地先境界ブロック、管渠型側溝及び縁石工事、舗装工の工事のために、本件使用地を一時的に使用するものとして、起業者の申立ては合理的であると判断したことが認められる。この処分庁における審理判断の過程に不十分な点があると認めるに足る資料はなく、その審理手続に違法又は不当な点があるとは認められない。

なお、審査請求人の主張の趣旨が、本件使用地を含む本件事業の事業用地を認定した本件事業認定の違法についての審理を尽くしていないとの主張を含むとしても、事業認定が無効である又は手続保障を欠くなど例外的事情がある場合を除き、収用裁決に対する不服としては収用裁決自体の違法事由を主張することができるに止まり、事業認定の違法に関する不服や当該違法についての審理に関する不服はいずれも主張できないことから、審査請求人の主張は失当である。法が、事業認定についての不服は収用委員会の審理と関係のないものと定めているのも、こうした趣旨である（法第 43 条第 3 項、第 63 条第 3 項）。

- (2) 審査請求人は、本件使用地の使用期間 12 か月のうち、入札準備期間等の合計 4 か月は不要であり、審理において十分な検討がなされていない旨主張する（前記 1 (2)）。

資料によれば、本件使用地の使用期間について、処分庁は、令和 k 年 l 月 m 日開催の審理（以下「本件審理期日」という。）、起業者から令和 n 年 o 月 p 日付け道建第 q 号で提出された意見書及び令和 g 年 h 月 i 日付け道建第 k 号で提出された資料等から、「入札準備に着手する時点から、起業者又は道路敷地内に工作物を設置する者の関係者が道路敷地にとどまらずその周囲の一定の範囲内の土地に立ち入る必要が認められる以上、入札準備期間を土地使用期間に含む起業者の申立ては合理的」とであると判断したことが認められる。すなわち、入札準備等とはいっても、

見積りや設計書作成等に当たり現地に立ち入ることも必要との主張を合理的と判断したものと解される。この処分庁における審理判断の過程に不十分な点があることを認めるに足る証拠はなく、処分庁の審理手続に違法又は不当な点があるとは認められない。

- (3) 審査請求人は、起業者に障害者の権利を著しく侵害する行為があり、起業者の申立て全体の正当性に関わる問題があるにもかかわらず、慰謝がなされないまま、審査請求人に直接事情も聴かずに裁決したことは違法である旨主張する（前記1(3)）。

しかし、審査請求人の主張のうち、起業者の行為に関する部分は、収用手続前の任意交渉の過程における起業者の対応に関するものであって、法第48条第1項に規定する権利取得裁決の決定事項及び法第49条第1項に規定する明渡裁決の決定事項の内容に関わるものではなく、また、法第47条に規定する裁決申請の却下事由にも該当しない。仮に、起業者の上記行為によって審査請求人に対する権利利益の侵害があったとしても、収用手続内において審査請求人に対する慰謝の措置を講じることは困難であり、処分庁における審理判断の過程に違法があるとする事はできない。

また、資料によれば、本件審理期日について、審査請求人代理人は、審査請求人本人から直接意見を聞くため、Cにおいて意見聴取のための審理期日を設けることを求めるとの意見を述べ、審査請求人の令和r年s月t日付け意見書においても同旨の記載のあることが認められるが、処分庁は検討の結果、審査請求人の意見は意見書にて提出されており、代理人が付いていることもあるから、Cにて意見聴取をするまでの必要はなく、審査請求人代理人も出席している本件審理期日において審理を実施すると判断したことが認められ、その判断に違法又は不当な点があると認めることはできない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。